

(注意)

こちらの資料は、12月20日(金)に開催しました「第21回愛媛県子ども・子育て会議」の配布資料です。会議当日の議論及び今後の庁内関係機関等からの意見照会の内容を踏まえ、こちらの内容から修正等が予定されています。

## 計画素案の概要版(案)

# 愛媛県こども計画

[令和7年度~11年度]



愛 媛 県

# 「愛媛県こども計画」について

## 本県のこどもや子育てをめぐる現状

### 【進展 ↑】

- ・ 保育所等の待機児童数（R6年4月時点で0人）
- ・ 男性の育児休業取得率（R5年：28.5%）
- ・ 女性の労働力率のM字カーブの落込緩やか

### 【横ばい →】

- ・ 想定的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%  
特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い

### 【後退 ↓】

- ・ 人口減少と厳しい将来推計（県内人口が2060年に78万人まで減少予測）
- ・ 20歳～39歳の女性人口の流出
- ・ 出生数の減少傾向（R5：6,950人で戦後最少）
- ・ 婚姻件数の減少傾向（R5：4,158件で戦後最少）
- ・ 児童虐待に関する相談件数の増加
- ・ 不登校児童生徒数やいじめの認知件数

### 〈県政への要望・意識調査〉

- ・ 県民の考える行政課題として「子育て支援対策」を挙げた男女が最多（50歳代を除いた全年齢層で最多）
- ・ 県内在住20歳～39歳未婚者の7割超が「いずれ結婚するつもり」と回答
- ・ 結婚後の働き方として、「夫婦共働き（夫婦とも正社員が望ましい）」との回答が男女ともに最多

## 国の動向

- ・ R4.6月 こども基本法成立（児童の権利条約等の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」の実現を目指す）
- ・ R5.4月

こども基本法 施行

こども家庭庁 発足

- ・ R5.12月

こども大綱【こども施策の基本的な方針（5年間程度）】

- ・ R6.5月

こどもまんなか実行計画2024【こども大綱のアクションプラン】

2030年までが少子化を食い止めるラストチャンスと捉え、これまでにない抜本的な政策強化を図るもの（加速化プラン：3年間の集中的な取り組み）

こども未来戦略

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

「はじめの100か月（妊娠期から小1）」から生涯にわたるウェルビーイングの向上に向けたビジョン

- ・ 児童手当拡充（高校生まで、所得制限撤廃）
- ・ こども誰でも通園制度の創設
- ・ 出産育児一時金の引き上げ（42→50万円）
- ・ 育児休業給付の引き上げ
- ・ こども・子育て支援金制度の導入（医療保険から徴収）

- ※初回支給：R6.12～
- ※本格実施：R8.4～
- ※引き上げ：R6.4～
- ※本格実施：R7～
- ※本格実施：R8.4～

骨太の方針2024

## 愛媛県こども計画

〔計画期間〕

R7年度～11年度（5年間）

- ・ 都道府県は、こども大綱を勘案したこども施策を定めた計画（「こども計画」）の策定について努力義務（こども基本法第10条第1項）
- ・ こども計画は既存の各法令に基づく県の計画と一体のものとして作成することが可能（こども基本法第10条第4項）
- ・ 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」と、「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を統合し、『愛媛県こども計画』を策定

## 第6次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン

整合性

### 愛媛県こども計画として一体的に策定する計画

計画名	主な内容	
第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）	次世代育成支援行動計画	子どもが健やかに生まれ育成される環境整備
	少子化対策推進基本計画	県条例に基づく総合的な少子化対策
	子ども・子育て支援事業支援計画	教育・保育の充実、地域の子育て支援
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等の生活の安定と向上
	愛媛県こどもの貧困対策計画	子どもの貧困対策を総合的に推進
愛媛県母子保健計画	健やか親子21に基づく母子保健計画	
えひめ子ども・若者育成ビジョン	青少年の健全育成	
愛媛県社会的養育推進計画	*本計画の一部を構成する個別計画として別途作成	

国のこども大綱

勘案

第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）

えひめ子ども・若者育成ビジョン

成果・現状・課題

愛媛県社会的養育推進計画\*

こども・若者・子育て当事者の意見

反映

### 【愛媛県こども計画の推進体制】

- 具体的施策を計画的に推進していくための指標として、数値目標を設定
- 庁内の「少子化対策推進本部会議」や有識者等で構成される「県子ども・子育て会議」において進捗管理
- こども・若者から意見を聴取しながら、こども計画を推進
- 県民意識調査を実施し、効果を検証
- 市町、団体、企業との連携等での取組

こども・子育て施策について重点的に取り組むべき課題

こども・若者・子育て当事者とともに進める  
「こどもまんなか社会」の実現

困難を抱えるこどもの権利擁護と社会的養育の推進

すべてのこどもが健やかに育つ安全・安心な環境づくり  
と社会的自立の促進

県民だれもが安心して希望する結婚、妊娠、出産、  
子育てができる社会環境の提供

仕事と子育ての両立に向けた子育てインフラの強化と  
多様な「こどもの居場所」づくり

重点的に推進するこども・子育て施策の方向性

**新規** こどもの意見の形成支援・表明機会・施策反映

▶こどもが意見を表明する場や機会をつくり、子ども施策への反映等を行う「こどもまんなか社会」の実現

**強化** こども・若者の声を踏まえた家庭的な養育環境の提供

▶児童虐待や貧困など支援を必要とする子どもに寄り添った温もりのある生活の確保

**強化** ライフイベントに伴う不安の解消による安心感の醸成

▶高校生や大学生等を対象としたライフデザイン支援や就労支援、将来の妊娠に向けたヘルスケア促進等

**強化** 親子に安心な生活環境を提供しこどもの健やかな成長・自立を支援

▶家庭、学校、地域等関係機関の連携によるいじめ、犯罪、事故防止対策の強化及び社会教育関連施設等と連携した多様な遊び・学び・体験の充実

**新規強化** 出会いから結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援の充実

▶多様な出会いの提供や「えひめ人口減少対策総合交付金」を活用した県・市町連携による切れ目のない支援

**新規強化** こどもに携わる人材の確保、こども・若者の視点に立った多様なこどもの居場所づくり

▶保育士の確保や放課後児童クラブの量・質両面の充実強化、えひめこどもの城やこども食堂など地域資源と連携した多様な「こどもの居場所」づくり

愛媛県こども計画

目指す将来像

結婚や子育ての希望が叶い、すべてのこども・若者が夢を持ち、健やかで幸せに成長できる  
「こどもまんなか えひめ」づくり

基本理念  
5つの

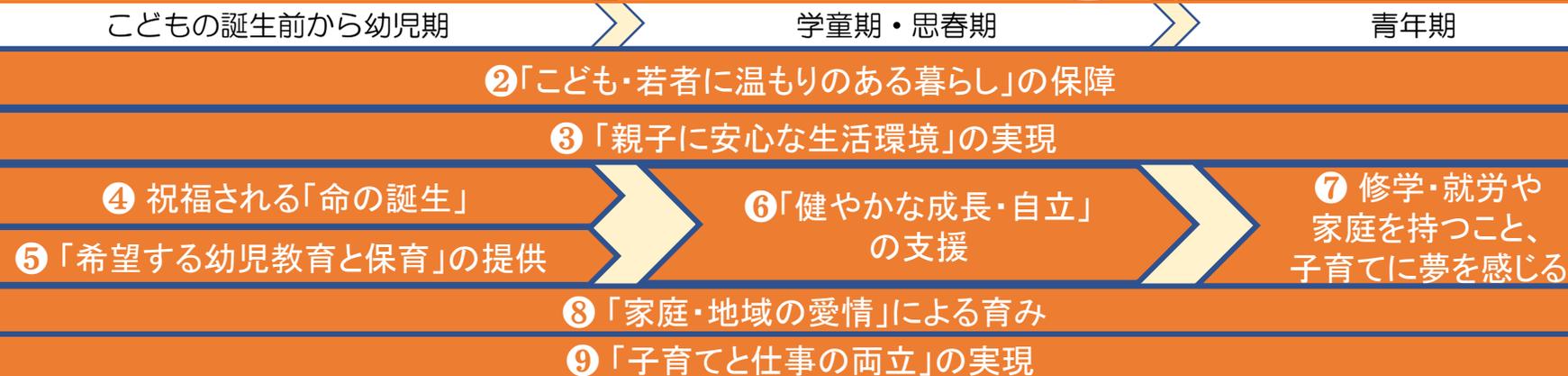
- ▶こどもや若者の権利が尊重される えひめづくり
- ▶こどもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり
- ▶修学・就労や結婚、子育てを通して自分らしだが実現できる えひめづくり
- ▶幸せな状態でこどもと向き合い、安心してこどもを生き育てられる えひめづくり
- ▶地域が一体となり、こどもを見守り子育てを支え合う えひめづくり

- 【こどもまんなかの視点】
- 【こどもの視点】
- 【若者の視点】
- 【子育て当事者の視点】
- 【地域の視点】



基本目標  
9つの

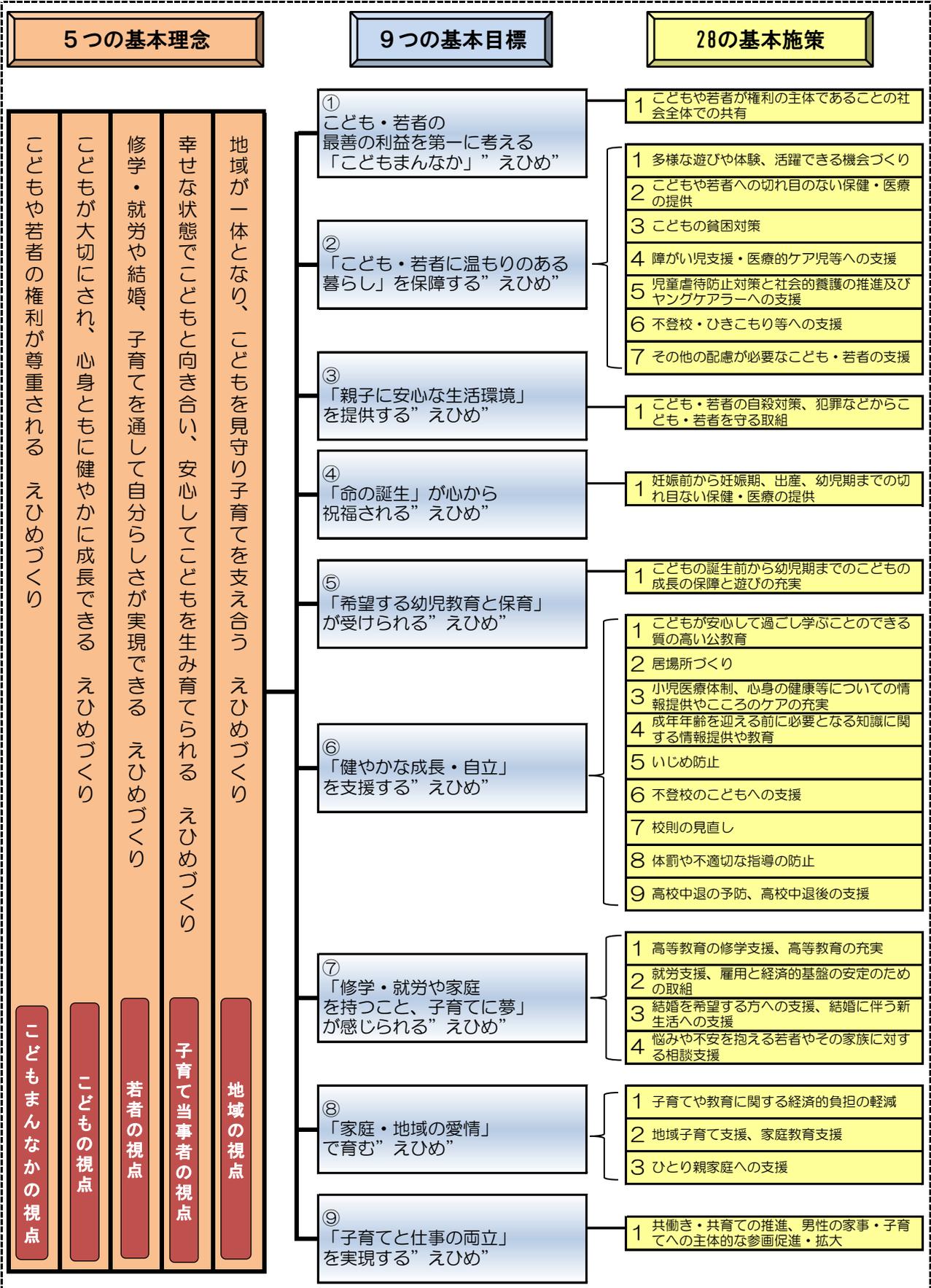
① こども・若者の  
最善の利益が第一の  
「こどもまんなか」



# 現行計画からの変更ポイントについて

	第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画） （現行計画）（R2～6）	愛媛県こども計画 （次期計画）（R7～11）
テーマ	結婚や子育ての希望が叶い、 すべての子どもが夢を持って、 自分らしく成長できる愛媛づくり	結婚や子育ての希望が叶い、 すべての <u>こども・若者</u> が夢を持ち、 <u>健やかで幸せに</u> 成長できる 「 <u>こどもまんなか えひめ</u> 」づくり
基本理念	<p>①子どもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり 【子どもの視点】</p> <p>②安心して、夢を持って子どもを生み育てられる えひめづくり 【親の視点】</p> <p>③地域が一体となり、子どもを見守り子育てを支え合う えひめづくり 【地域の視点】</p> <p>④愛媛で暮らし、良きパートナーとの出会いに恵まれる えひめづくり 【若者の視点】</p>	<p>①<u>こどもや若者の権利が尊重される えひめづくり</u> 【こどもまんなかの視点】</p> <p>②<u>こども</u>が大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり 【こどもの視点】</p> <p>③<u>修学・就労や結婚、子育てを通して自分らしさが実現できる</u> えひめづくり 【若者の視点】</p> <p>④<u>幸せな状態でこどもと向き合い、安心してこども</u>を生み育てられる えひめづくり 【子育て当事者の視点】</p> <p>⑤地域が一体となり、<u>こども</u>を見守り子育てを支え合う えひめづくり 【地域の視点】</p>
基本目標	<p>①「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”</p> <p>②「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”</p> <p>③「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”</p> <p>④「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”</p> <p>⑤「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”</p> <p>⑥「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”</p> <p>⑦「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”</p> <p>⑧「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”</p>	<p>①<u>こども・若者の最善の利益を第一に考える</u> 「<u>こどもまんなか</u>」「<u>えひめ</u>」</p> <p>②「<u>こども・若者</u>に温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”</p> <p>③「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”</p> <p>④「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”</p> <p>⑤「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”</p> <p>⑥「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”</p> <p>⑦「<u>修学・就労や家庭を持つこと、子育てに夢</u>」が感じられる “えひめ”</p> <p>⑧「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”</p> <p>⑨「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”</p>

テーマ：結婚や子育ての希望が叶い、すべてのこども・若者が夢を持ち、健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか えひめ」づくり



# 現行計画からの変更ポイントについて

**第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）**  
（現行計画）（R2～6）

第1章 計画策定の意義、子どもを取り巻く状況（第2章）、子ども・子育てに係るこれまでの取組み（第3章）、基本理念と展開方向（第4章）

～

第5章 具体的な施策の目標

- 〈結婚前後期〉「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”
  - 1 次世代育成力の強化
  - 2 若者の自立と就労支援
  - 3 若者の多様な交流と出会いの支援
- 〈妊娠・出産時期〉「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”
  - 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児期への保健対策
  - 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
  - 3 安心できる小児医療体制の整備
- 〈乳幼児期〉「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”
  - 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
  - 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
  - 3 安心できる小児医療体制の整備
- 〈就学前後期〉「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”
  - 1 幼児期の教育・保育の充実
  - 2 放課後児童対策の充実
  - 3 地域子ども・子育て支援の充実
- 〈学童・思春期〉「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”
  - 1 豊かな人間性と生きる力の育成
  - 2 魅力ある学校づくり
  - 3 子どもたちの心や身体を、守り・育てる社会づくり
- 〈子育て全期間〉「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”
  - 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
  - 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
  - 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実
- 〈子育て全期間〉「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”
  - 1 安全・安心なまちづくり
  - 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
  - 3 子育て家庭の遊び場等の整備
- 〈子育て全期間〉「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”
  - 1 子育てしやすい職場環境づくり
  - 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し
  - 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

第6章 子どもの貧困対策

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

第8章 計画の推進

**えひめ子ども・若者育成ビジョン**  
（現行計画）（R3～7）

第1章 ビジョンの趣旨、子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性（第2章）、基本方針（第3章）

～

第4章 具体的施策の推進

- たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進
  - 1 「生きる力」を育む教育の推進
  - 2 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進
  - 3 青少年の社会的・職業的自立の支援
- 困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進
  - 4 それぞれの困難な状況に応じた支援
  - 5 非行・被害防止対策の強化
  - 6 覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進
- 子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備
  - 7 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実
  - 8 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進
  - 9 有害な環境の浄化活動の推進

第5章 ビジョンの推進・目標

**愛媛県子ども計画**  
（次期計画）（R7～11）

第1章 計画策定の意義、子どもを取り巻く状況（第2章）、子ども・子育てに係るこれまでの取組み（第3章）、基本理念と展開方向（第4章）

～

第5章 子どもや若者のライフステージに応じた切れ目のない支援

- 1 子どもや若者のライフステージを通じた取組
  - 〈第1目標〉 **子ども・若者の最善の利益を第一に考える「子どもまんなか」“えひめ”【新規】**
  - （1）子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有【新設】
  - 〈第2目標〉 **「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”**
  - （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
  - （3）子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
  - （4）子どもの貧困対策
  - （5）障がい児支援・医療的ケア児等への支援
  - （6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
  - （7）不登校・ひきこもり等への支援
  - （8）その他の配慮が必要な子ども・若者の支援
  - 〈第3目標〉 **「親子に安心な生活環境」を実現する“えひめ”**
  - （9）子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
- 2 子どもの誕生前から幼児期まで
- 〈第4目標〉 **「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”**
- （1）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供
- 〈第5目標〉 **「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”**
- （2）子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 3 学童期・思春期
- 〈第6目標〉 **「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”**
- （1）子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- （2）居場所づくり
- （3）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- （4）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- （5）いじめ防止
- （6）不登校の子どもへの支援
- （7）校則の見直し
- （8）体罰や不適切な指導の防止
- （9）高校中退の予防、高校中退後の支援
- 4 青年期
- 〈第7目標〉 **「修学・就労や家庭をもつこと、子育てに夢」が感じられる“えひめ”**
- （1）高等教育の修学支援、高等教育の充実
- （2）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- （3）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- （4）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

第6章 子育て当事者への支援

- 〈第8目標〉 **「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”**
- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 〈第9目標〉 **「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”**
- 4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

第8章 計画の推進

**第1章 計画策定の趣旨**

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画が対象とする「子ども」「若者」
- 5 「子ども」の表記について

**第2章 子どもを取り巻く状況**

- 1 少子化の状況
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

**第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組**

- 1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の進捗状況
- 2 子育てを取り巻く課題
- 3 愛媛県子ども計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

**第4章 基本理念と展開方向**

- 1 基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策体系

**第5章 子どもや若者のライフステージに応じた切れ目のない支援****1 子どもや若者のライフステージを通じた取組**

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 子どもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) 不登校・ひきこもり等への支援
- (8) その他の配慮が必要な子ども・若者の支援
- (9) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

**2 子どもの誕生前から幼児期まで**

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供
- (2) 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

**3 学童期**

- (1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- (2) 居場所づくり
- (3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- (4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- (5) いじめ防止
- (6) 不登校の子どもへの支援
- (7) 校則の見直し
- (8) 体罰や不適切な指導の防止
- (9) 高校中退の予防、高校中退後の支障

**4 青年期**

- (1) 高校教育の修学支援、高等教育の充実
- (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- (4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

**第6章 子育て当事者への支援**

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

**第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標****第8章 計画の推進**